

2013年5月



# 葵総合経営センターだより

## 特 集

- ・平成25年度税制改正 主要ポイント
- ・増え続ける高齢者住宅と選択のポイント  
～事例紹介～  
「グリーンヒルズケア相生」

発行人 葵総合経営センター  
代表 杉浦 正康

〒460-0012  
名古屋市中区千代田三丁目14番22号  
TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)  
URL <http://www.aoi-cms.com/>



## 目次

- |   |  |    |                                      |
|---|--|----|--------------------------------------|
| 2 | 長期的な視点と短期的な視点                            | 8  | 増え続ける高齢者住宅と<br>選択のポイント               |
| 3 | 税制改正と景気                                  | 9  | 特 集<br>「グリーンヒルズケア相生」<br>～医療法人 清水会 様～ |
| 4 | 特 集<br>「平成25年度税制改正<br>主要ポイント」            | 12 | リーガル・ハイと弁護士倫理                        |
| 7 | 「第38回発明大賞<br>考案功労賞 受賞」<br>～木下精密工業株式会社 様～ |    |                                      |

No.539

# 長期的な視点と短期的な視点

センター代表 杉浦 正康

トヨタ自動車は4月17日、プリウスをはじめとするHV（ハイブリッド）車の世界販売台数が、発売から15年7カ月の3月末で500万台を突破したと発表しました。燃費性能の高さが評価されHVは国内で40%、世界販売でも14%を占めるまでに成長し、今後もさらに車種を広げると言っています。

日産自動車は、HVの開発に後れをとり、その代わりに三菱自動車に次いでEV車（電気自動車）の開発に全力を挙げています。しかし、充電施設が整わないことと充電に非常に時間がかかるため現在のところ大変苦戦しているようです。

環境適合という点では断然EVに軍配があるのですが、現段階ではあまりにも困難が多すぎるため苦戦を余儀なくされているのが実情です。すなわち理論的に最も良いものが必ずしも受け入れられるとは限らないという現実があるわけです。日産自動車は、HVの後れをEVでとりかえし泡よくば圧倒的な優位を取り返そうとしたのですが、いまだ時利あらずで苦戦を強いられ、現在はHVを取り扱わざるを得なくなっているようです。

企業戦略という点からみればあいこの件をどう評価すべきでしょうか？HVに後れをとったのを一挙に挽回しようとEVを目指したことは評価できると思いますが、まだそれが無条件に受け入れられるほど利便性が整っていないという現状の下で思わぬ苦戦を強いられたということは、現段階では戦略的に

勝ったとは言えません。EV車の開発という長い将来を見据えた戦略ではすぐれているため、まさに将来的には勝ちが頭上に輝くかも知れません。特にEV車の開発ではトヨタ自動車は日産自動車に相当の後れをとっていると言われているのですから。

しかしながら問題はやはり現在圧倒的なシェアを獲得し莫大な利益を得ているトヨタ自動車であれば、将来EVに転換するにも資金を全面的に投与できるため開発の後れを取り戻し優位に立つことが難しくないかもしれません。その時の状況まで現在予測することはできませんが、長期的な戦略の勝ち負けはその時の状況まで含めて考えないといけな のかも知れませんが、少なくとも短期的な視点では明らかにトヨタ自動車の方に軍配があがっています。今後の日産自動車の動きを注意深く見守る必要があると思います。

ということで企業戦略の選択では、長期的な視点と短期的な視点の双方を見つめながらやはり当面は短期的な勝ちを積み重ねることを通じて長期的な勝ちにつなげる努力が必要だと考えます。いくら長期的な視点で良いと思われることであっても、短期的な視点で問題が大ありなことはやはり避けて行くことが賢明な選択ということになります。

特に中小企業のばあいは、長期的な視点で良くても当面の資金繰りに困るようなことはできませんのでどうしても短期的に勝つことが至上命令と受け止めることが必要です。

## 税制改正と景気

所長 杉浦 康晴

平成25年度がスタートし、1ヶ月が経ちました。そして、昨年末に行われた衆議院議員選挙で自民党が政権奪還してから、はや5ヶ月が経ちました。政権奪還後すぐに取り組んだ今回の税制改正は、経済再生を第一に掲げた安倍政権を色濃く反映したものとなりました。

政権が代わってすぐの税制改正ですので内容は盛りだくさんとなっております「アベノミクス」を税制でも支援するような改正となっております。また一般消費者の関心の高い、来年施行となる「消費税の引き上げ」に伴う景気変動を最小限にしたいため、住宅ローン減税の延長・拡充も盛り込まれています。そして、高額所得者（課税所得4,000万円超）への所得税の最高税率の引き上げ（40%→45%）、相続税の基礎控除引き下げ・最高税率の引き上げといった富裕層の増税措置を行うことにより消費税増税による低所得者からの反発を抑え、バランスをとったような形と感じられます。今回のセンターだよりでは「税制改正」を特集としておりますので詳細は割愛いたしますので、ご不明な点やご質問は担当者までお問い合わせください。

さて、景気回復の見通しについてはどうでしょうか。何となく新政権の勢いで景気回復へ徐々にでも向かっているような気分になりがちです。あるエコノミストの話によると、国内は今も約15兆円の需給のギャップがある

と言われているといます。そのためずっとデフレが続いており、このような状況下では、日銀に圧力をかけて資金量を増加させるだけでは、物価上昇率2%という目標達成は難しいと考えられます。公共事業を増やすことも一時的なものとなりかねません。結局は、日本経済を再生させるためにはしっかりした産業政策の上で、日本における企業を政府のバックアップと合わせ、各企業の努力により国内製造そして海外輸出という産業を強くすることが必要でしょう。言うことは簡単ですが、本当に難しいことです。民間の努力だけでは、困難ですので新政権には国内産業を伸ばすような産業政策を期待したいところです。

一般消費者が景気回復を感じられるのは賃金上昇ですが、ここに辿り着くまでにはまだ時間はかかるでしょう。短期的な景気の成長よりも中長期的な景気成長を視野に入れ、安定した景気が望めます。「アベノミクス」効果なのか、ここにきて円安・株価上昇に弾みがついてきています。ただ、根拠のない経済成長は大変危険ですので我々も冷静に見守る必要があるでしょう。

減税や増税とい政策は、景気を後押しするものであり、それによって景気が上下するようではまだまだ経済は未熟な状態です。景気のよい中京圏と言われた時のような活気を取り戻したいものです。

# 平成25年度税制改正 主要ポイント

税務会計部 関井千里、長谷川直明

## ○生産等設備投資促進税制

平成25年度税制改正の基本的考え方の1つである、「民間投資の喚起による成長力強化」から新たに創設された制度である。

内容は、国内事業用の生産等設備の年間総投資額が一定額を上回る場合、生産等設備のうち機械装置の取得価額に対して特別償却・税額控除が選択適用できる制度。

既存の設備投資減税とは違い、税額控除の適用に資本金などの基準がないため、大企業でも適用の検討を行う余地がでてくるだろう。

適用法人	青色申告法人
適用要件	「当期に取得等した国内の事業の用に供する生産等設備の取得価額合計」が次の2つの金額を超える場合 ① 当期の償却費として損金経理をした金額 ② 前期に取得等した国内の事業の用に供する生産等設備の取得価額合計の110%相当額
生産等設備	生産等設備とは、その法人の製造業その他の事業の用に直接供される減価償却資産（無形固定資産及び生物を除く。）で構成されているもの。 なお、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等は、該当しない。
特別償却額	生産等設備のうち機械装置の取得価額×30%
税額控除額 (控除限度額)	生産等設備のうち機械装置の取得価額×3% (当期の法人税額の20%)
適用時期	平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度を除く。）

また、同制度のリース資産の適用について、19年度のリース税制の改正以後、リース資産は税務上、賃貸借ではなく、取得となったため、グリーン投資減税や中小企業投資促進税制などの既存制度と同様に税額控除の対象となる。

一方、特別償却は、既存の制度と同様に適用対象外となる。

## ○交際費課税

交際費等の損金不算入制度における中小法人に係る損金算入の特例について、定額控除限度額を現行の600万円から800万円に引き上げるとともに、定額控除限度額までの金額の損金不算入措置（現行10%）を廃止する。

適用時期は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度。

### ○所得税 最高税率の引き上げ 平成27年分以後

消費増税などによる不公平感を抑制するため高額所得者層において税率引き上げの方向で見直しが行われた。現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得4,000万円超について45%の税率が設けられる。この改正は平成27年分以後に適用される。

また住宅取得については、消費税率の引上げ前後の駆け込み需要やその反動である買い控えが大きいことを踏まえて住宅ローン減税等の拡充などが行われる。住宅ローン減税を平成26年1月1日から平成29年12月31日迄4年間延長し、その期間のうち平成26年4月1日から平成29年12月31日迄に認定住宅(長期優良住宅・低炭素住宅)を取得した場合の最大控除額を500万円に、それ以外の住宅を取得した場合には400万円にそれぞれ拡充する。

### ○教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

30歳未満の子や孫へ教育資金を拠出し、金融機関に信託等した場合、受贈者(子・孫)1人当たり1,500万円(学校以外に支払われる場合は500万円を限度)を非課税とする特例。

教育資金とは、学校等に支払われる入学金その他の金銭・学校等以外の者に支払われる金銭のうち一定のものである。

申告について、受贈者は教育資金の非課税申告書を金融機関を通じて税務署長に提出する。払い戻しをした場合は、教育資金の支払いに充当したことを証する書類を金融機関に提出。

受贈者が30歳に達した場合、金融機関は本特例の適用を受けて信託等された金銭等の合計額及び教育資金として払い出した金額の合計額を記載した調書を税務署長に提出。非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額については、受贈者が30歳に達した日に贈与があったものとして贈与税を課税する。

適用時期は、平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に拠出されるものに限る。

### ○相続税 基礎控除の縮小 平成27年1月から現行の6割水準に

相続税の基礎控除とは相続する資産から差し引ける非課税枠のこと。

現行制度では基礎控除の金額は  $5,000万円 + 1,000万円 \times \text{法定相続人数}$  だが、改正後は  $3,000万円 + 600万円 \times \text{法定相続人数}$  がその金額となる。

例えば相続人が2人ならば以下のようなようになる。

現 行	基礎控除7,000万円 ( $5000 + 1000 \times 2$ )
改正後	基礎控除4,200万円 ( $3000 + 600 \times 2$ )

## ○相続税最高税率の引上げ ～ 平成27年1月から

相続税の税率見直しが行われ、最高税率は現在の50%から55%に引き上げられる。

現 行			改 正 後		
課税標準	税率	控除額	課税標準	税率	控除額
1000万円以下	10%	—	1000万円以下	10%	—
1000万円超3000万円以下	15%	50万円	1000万円超3000万円以下	15%	50万円
3000万円超5000万円以下	20%	200万円	3000万円超5000万円以下	20%	200万円
5000万円超1億円以下	30%	700万円	5000万円超1億円以下	30%	700万円
1億円超3億円以下	40%	1700万円	1億円超2億円以下	40%	1700万円
—	—	—	2億円超3億円以下	45%	2700万円
3億円超の金額	50%	4700万円	3億円超6億円以下	50%	4200万円
—	—	—	6億円超の金額	55%	7200万円

## ○小規模宅地等の特例の見直し

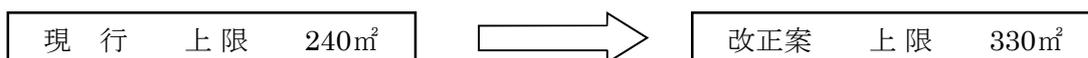
小規模宅地等の特例とは、原則として親と同居していることを条件に、自宅宅地の評価額を最大80%減らせる相続税の減税制度である。

平成26年1月からは、二世帯住宅の場合や、老人ホーム入居で空き家になった場合の適用条件が緩和される。平成27年からは適用面積が現行の240㎡から330㎡に拡充される。

### 居住用宅地の適用要件の緩和・柔軟化 ～ 平成26年1月から

- ◆ 二世帯住宅について、現行では建物内部で二世帯の居住スペースでつながっていないと特例適用ができなかったが、構造上の要件を撤廃する。
- ◆ 被相続人が老人ホームに入居した場合、老人ホームの終身利用権を取得しても空き家となっていた家屋の土地については、特例の適用を認めることとする。

## 居住用宅地の適用対象面積の見直し ～ 平成27年1月から



以上平成25年度税制改正案の主要ポイントをご紹介いたしました。適用時期や要件等は様々ですので詳細については税理士法人各担当者にご相談ください。



センター顧問先様である木下精密工業株式会社様が、日本発明振興協会と日刊工業新聞社共催の『第38回発明大賞』において「考案功労賞」を受賞されました！

## 『第38回（平成24年度）発明大賞』

### 「考案功労賞」

受賞タイトル（発明考案の名称）

縫製装置の目飛び糸切れチェック装置



受賞者名

木下精密工業株式会社 代表取締役 木下 治彦 開発課課長 杉本 竜三

概要

工業用ミシンの針、糸、釜、縫製スピード、縫製素材などの複合的な要因が絡み合っ発生する縫製時の「目飛び」は機構上、縫い目が飛ぶことを「ゼロ」にすることが出来ない。このような現状があることから、開発視点を「目飛びの発生個所を縫製中に即時に知らせる」ことに置き、縫製パーツが組み立てられる前に目飛びの発生を知ることで、後工程の作業性、生産性、品質、コスト削減に大きく貢献する。

## -アパレル・繊維産業への技術革新- 糸にこだわる3つのC

発明大賞は独創性に富む優秀な発明考案あるいは研究を通じて我が国科学技術の振興、産業の発展等に寄与した企業・人を表彰する制度です。木下精密工業株式会社様は、第26回発明大賞において「ボビン自動交換装置(ボビンチェンジャー)」が発明大賞の最上位となる本賞を受賞されており、これまでに縫製装置関連の発明に関わる2つの大きな受賞となりました。

目飛び検査装置

AUTO SKIP CATCHER

☆第38回発明大賞

「考案功労賞」H25.3受賞



下糸自動交換装置

AUTO BOBBIN CHANGER

☆第26回「発明大賞」

H13.3受賞



下糸残量検出装置

AUTO BOBBIN CHECKER



# 増え続ける高齢者住宅と選択のポイント

株式会社経営コンサルタント 宮田 典人

急速に進む高齢化・要介護者人口の増大に対して、その受け皿不足が指摘されるなか、高齢者住宅の新たな類型として一昨年10月にスタートした「サービス付き高齢者向け住宅」（以下、サ高住）は、供給促進を狙った国による支援策の効果もあり、棟数・戸数は順調に伸びています。また一方で高齢者住宅の一類型である「有料老人ホーム」に関しても増加の一途をたどっています。

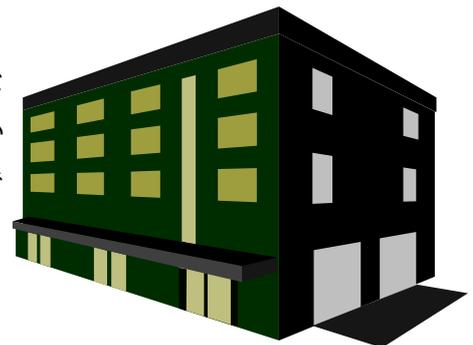
周知のとおり、国の方針ではサ高住を中心とした高齢者住宅が、向こう10年間で60万戸分整備される方向にあります。しかしその整備方法について国は、財政事情から、特養など公的施設で大量に増える団塊世代を支えることは困難であるという認識であり、その整備の多くは、民間事業者や医療法人などによる高齢者住宅を中心として考えているようです。

実際、既に多くの事業者が高齢者住宅を展開しつつあり、どの事業者も高齢者に対して「安心・安全・快適」な生活をどのように提供していくのかを日々考え、創意工夫しています。

具体的には、入居対象者となる高齢者に支持、評価される住まいを実現するために、「自立」「要介護」「医療対応」「ターミナルケア」など高齢者を様々な層に分類し、自施設が対象とするターゲット層にフィットした、適切なハード、サービス、価格設定の組み合わせを検討して施設運営をはかっています。実際、トップの明確な方針の下、自施設の特徴を明確にし、かつその特徴を強みにまで昇華している事業者が当センター顧問先様の中にも何件か存在します。

従って今後は、利用する側（本人・家族）も、各事業者がさまざまな創意工夫をした結果、どういった特徴を打ち出しているのかを理解し、そのうえで自己のニーズに合致した高齢者住宅を選択する必要があるのではないのでしょうか。

そこで本誌では、これから何回かに分けて上記のような特徴を明確にした高齢者住宅をご紹介します。今後、高齢者住宅を選ぶための参考になれば幸いです。



# グリーンヒルズケア相生

## 医療法人清水会様

今回ご紹介する「グリーンヒルズケア相生」の経営母体である医療法人清水会様は、昭和28年4月に「野並診療所」という名で名古屋市緑区相生山にてスタートしました。昭和50年に医療法人となり、平成12年にはその基幹事業である「相生山病院（162床）」を現在の名古屋市緑区藤塚に移転するなどの変遷を経ながらおよそ60年もの間、名古屋市緑区から豊明市、日進市などの地域医療に多大な貢献をされてきました。更に、病院運営に留まることはせず、「豊明」、「豊明第二」、「ひかり」、「まこと」の4施設（計698床）の介護老人保健施設と有料老人ホーム「リバーサイドケア赤池（100床）」との運営を通して、地域医療・介護の分野でこれら地域に無くてはならない存在となったことは疑う余地がありません。

今年4月に開設した「グリーンヒルズケア相生（120床）」を併せて、合計1,080床の規模を確立した同法人は、その理念とする地域に根差した医療・介護サービスの提供体制のより一層の充実を果たしました。

「グリーンヒルズケア相生」の事業の根幹となるアイデアは「自立、要支援の人々はもちろん、医療必要度・介護必要度の高い人々も含めた全ての高齢者に快適、安心できる入居施設であること」と言えるでしょう。自ら動くことが可能な人々には、充実したアメニティ設備やリハビリ施設を通して、心身共に健康でいられるような生活空間を提供しています。同時に、医療及び介護を必要とする人々に対しても、病院のバックアップを軸とした医療法人グループ全体による医療と介護双方の切れ目ないサービス提供体制が確立されています。



「入居者は部屋にこもって孤独な時間を過ごすのではなく、同じ入居者同士や施設職員など、人の繋がりを通して心身共に健康な毎を送る手助けをする」という考えのもと、充実した共有スペースを整備していることは「グリーンヒルズケア相生」の特徴です。

地元、赤池周辺をモデルとしてつくられた中庭を一望できる1階ラウンジでは、ピアノの奏でる音楽を聴きながらゆったりとしたソファに身を預け、お茶やコーヒーを楽しみ

ながら、家族や他の入居者との談話の時間や新聞・雑誌などを手にリラックスした時間を過ごせる様な配慮がなされています。また、仲間との囲碁、麻雀、カラオケに興じることのできる娯楽室が用意され、映画鑑賞会や同好会などに利用できる多目的室を備えることで、利用者が自室外で過ごすのに不自由のない設備が整っています。介護を必要とする入居者が利用する機械設備の整った浴室や個浴室が各階に設置されているだけではなく、健常者の方も楽しむことができる露天風呂を備えている点は特筆すべきでしょう。

充実した機能訓練室は「いつまでも元気でいたい」という高齢者の方々の気持ちを支援することを心がけていることをうかがわせます。スポーツジムで使用されているような器具も揃えており、リハビリに限らず自立可能な入居者にとっても楽しめる空間となっています。機能訓練という狭義の役割を超え、出会い、ふれあい、語り合いを通じた仲間づくりの場としても機能する意図が感じられます。

「グリーンヒルズケア相生」の持つ最も大きな特徴は、医療法人が経営母体であるが故に入居者は医療と介護に関して切れ目の無いサービス提供を最期まで受けられるという点です。

先ず、同医療法人の運営する『病院』が協力医療機関として徒歩5分圏内の近隣にあることは入居者にとって大きな安心感を抱かせるに十分ではないでしょうか。これは、同施設は入居者が日々の診療に利用できる病院を身近に有しているという利便性を提供しているばかりではなく、日祝日や夜間に入居者が急病に罹ったり、病状が急変したりする場合への対応体制が確保されていることを意味します。

また、同医療法人は本施設以外に4つの介護老人保健施設及び有料老人ホームの運営を手掛けています。加えて、社会福祉法人勅使会とは、同社会福祉法人の運営する特別養護老人ホーム(2施設)、小規模多機能型居宅介護施設(1施設)、ケアハウス(1施設)を関連施設として連携を行っています。これは、同法人が介護施設運営に関する長年の知識・経験を有する事はもちろんのこと、慢性疾患などの、高齢ゆえに抱える可能性の高い疾病に対して高度に訓練された看護スタッフのサービスを提供できることを表しています。更に、これら関連施設の充実は、入居者が病状の悪化による集中的な医療が必要となった場合や、認知症の発症により介護の必要度が増加した場合でも、グループ全体として最期までお世話がすることが可能であることを意味しています。



この様に、特に医療必要度や介護必要度の高い人々にとっても、安心できる医療および介護のサービス提供体制が確立されていることは、数ある高齢者向け住宅施設と比較して大きな特徴となっています。

「グリーンヒルズケア相生」は、その経営資源を存分に生かした、人とのふれ

あいを大事にした楽しい生活空間を提供しながら入居者が最期まで安心して身を預けられる施設ではないでしょうか。ご興味、ご関心等ございましたら、下記の問い合わせ先まで是非連絡下さい。

## あいおい グリーンヒルズケア相生

### ＜入居者ご利用料金案内＞

入居一時金	<b>入居一時金は必要ありません。</b>		
敷金	退去時にお部屋をクリーニングし、原状復帰させて頂き、未収利用料金を差し引いた金額をお返します。		
	4階居室敷金(A室)	70万円	入居時に一括入金して頂きます。
	2・3階居室敷金(B室)	50万円	

### ■入居費用（月額）

居室タイプ	居室料 (非課税)	食費 (税込)	サービス提供の対価 (税込)	共益費 (税込)	合計金額 (税込)
<b>4階居室A室</b> 約25㎡＋バルコニー(5㎡) シャワートイレ、電動介護ベッド、寝具、チェスト、エアコン、冷蔵庫、シャワー室、テーブル&椅子、家具付	130,000円	78,750円 【1日2,625円】	31,500円	20,790円	261,040円
<b>2・3階居室B室</b> 約18㎡＋バルコニー(5㎡) シャワートイレ、電動介護ベッド、寝具、チェスト、エアコン付	91,000円	55,140円 【1日1,838円】	31,500円	20,790円	198,430円

●消費税に変動があった場合、料金がその分、変動します。

●電動介護ベッド(3モーター)をご用意しておりますので、ご購入される必要はありません。

●日用品費、および通院等を必要とされる方は医療費が別途、自己負担となります。

●オムツが必要な方は別途、実費が必要になります。

●別料金にて、洗濯付ケアサポートリセットをご利用できます。(詳しくはお問い合わせください)

●サービス提供の対価には、状況把握サービス・生活相談サービスが含まれます。

### 介護保険サービス

グリーンヒルズケア相生は、混合型特定施設入居者生活介護(指定予定)ですので、介護認定を受けられた方は介護保険サービス利用の自己負担金額が必要となります。その場合、上記の『居室B室入居費用』、『介護保険自己負担金』、および『おむつ代等の実費』を合計した金額をご負担頂きます。

### ■介護保険サービス利用の自己負担分

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担額	6,602円	14,654円	18,319円	20,450円	22,706円	24,836円	27,030円

※上記金額は、個別機能訓練加算、夜間看護体制加算(要支援の方除く)、医療機関連携加算、介護職員改善加算、地域区分化案を含んだ自己負担金額です。

### ■体験入居も随時受け付けています。

### ※入居のお問い合わせ・資料請求先

医療法人清水会 グリーンヒルズケア相生

豊明市沓掛町山新田50番1

電話番号 0120-373-077

# リーガル・ハイと弁護士倫理

弁護士 長谷川留美子

先日、テレビで「リーガル・ハイ」という、弁護士が主役のドラマを見ました。

そのドラマの主人公の古美門研介弁護士の言動は、ドラマ的には大変面白いのですが、まじめに考えると、弁護士の品位を失うべき非行だらけに思えます。

弁護士は、基本的人権の擁護と社会的正義の実現を使命とします（弁護士法第1条第1項）。そこで、弁護士の職務に関する倫理と行為規範を明らかにするため、「弁護士職務基本規程」が制定されており、この規程に違反する行為は、弁護士の品位を失うべき非行とされる可能性があります。

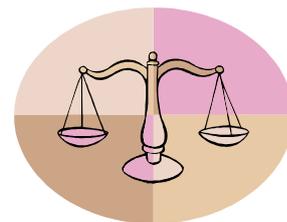
ドラマの事件は、級友のいじめによって負傷した中学生の学校に対する損害賠償請求事件ですが、まず、古美門弁護士の要求する着手金の金額は、高すぎると思われます。「弁護士職務基本規程」においては、「弁護士は、経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情に照らして、適正かつ妥当な弁護士報酬を提示しなければならない。」とされています。1億円の損害賠償請求について着手金2000万円というのは、いくら弁護士の報酬が自由化されているとはいえ、適正かつ妥当とはいえないのではないのでしょうか。

次に、古美門弁護士は、相手方の弁護士から、手土産として雉を受取っています。「弁護士職務基本規程」には、「弁護士は、受任

している事件に関し、相手方から利益の供与若しくは供応を受け、又はこれを要求し、若しくは約束をしてはならない。」と規程されています。社交的儀礼の範囲にとどまる贈答品にすぎないから許されるとの見解もありえますが、季下に冠を正さず、でありたいものです。

「いじめがあったことにすればよい」的な発言も問題です。「弁護士職務基本規程」には、「弁護士は、真実を尊重し、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行うものとする。」とあり、弁護士には真実義務があるからです。もっとも、この真実は主観的真実で足り、積極的真実義務ではありません。

そのほかにもいろいろ規程違反がありそうですが、あくまでドラマの話なので、いちいち目くじら立てることはないものの、実際の弁護士は「弁護士職務基本規程」に違反しないよう仕事をしていることをお忘れなく。



## 追加情報！

行ってきました！お漬物日本一グランプリ受賞、  
「まるこし」東京スカイツリータウン・ソラマチ店へ！



新しい下町のにぎわいのバラエティ豊かな312店舗の中に進出、若者の街に溶け込んでいました。

ハンチング帽をかぶった店員岩井直仁君(27歳)元気な掛け声で呼び込まれました。受賞漬物「ごぼうとナッツの胡麻味噌漬」は1パック私が買い求めて完売。スカイツリーにお出かけの際にはぜひお立ち寄りください。(R・S)

【百年、つけもの一心 まるこし 東京スカイツリータウン・ソラマチ店】

<住 所> 東京都墨田区押上1-1-2  
東京スカイツリータウン 東京ソラマチ  
ウエストヤード 2F フードマルシェ (2階W-0215-4)

<TEL> 03-5809-7265

<営業時間> 10:00~21:00



## 5月、6月の税務 労務

### 5月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付  
◇住民税特別徴収額の納付
- 17日◇特別農業所得者の承認申請
- 31日◇個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告及び納付  
◇平成24年分所得税延納分の納付  
◇平成25年3月決算法人の確定申告、9月決算法人の中間申告  
6月・9月・12月決算法人の消費税中間申告(400万円超)  
◇市町村長から個人住民税の特別徴収税額の通知  
◇自動車税の納付  
◇平成25年3月決算法人の事業所税申告及び納付

### 6月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付  
◇住民税特別徴収額の納付
- 15日◇税務署長から平成25年分所得税の予定納税額の通知
- 7月1日◇平成25年4月決算法人の確定申告、10月決算法人の中間申告、7月・10月・1月決算法人の消費税中間申告(400万円超)  
◇個人住民税第1期分の納付  
◇平成25年4月決算法人の事業所税申告及び納付  
◇健康保険・厚生年金保険被保険者賞与等支払届(期限=支払後5日以内)